

# 伊豆ハイツゴルフ倶楽部

## 伊豆ハイツゴルフクラブ&レジデンス株式会社

### 伊豆ハイツゴルフ倶楽部・タームメンバーシップ会員規約補足

#### 第1条 (補足)

この補足は伊豆ゴルフ倶楽部・タームメンバーシップ会員規約の補足とする。  
この補足も会員規約と同様な効力を持つものとする。

#### 第2条 (会員による理事会等)

当ゴルフ倶楽部は会員による理事会、委員会、又は同様な会は設置致しません。  
当ゴルフ場の運営方針等は当ゴルフ倶楽部、及びその運営会社である伊豆ハイツゴルフクラブ&レジデンス株式会社の意向によってゴルフ場運営にかかわる総ての事等を決定いたします。  
会員の皆様にはその決定された方針、結論に従っていただきます。

#### 第3条 (会員)

会員とはタームメンバーシップ、終身会員、名誉会員、特別会員を含んだ総称です。

#### 第4条 (会員資格の喪失)

会員の資格は当ゴルフ場のオーナー、又は株主の実質的な変更、それに伴うゴルフ場名の変更時にはその時点にて会員の資格は自動的に喪失する事になります。次の会社へ引き継ぐ事は出来ません。  
また、終身会員、名誉会員、特別会員に関しましては、当ゴルフ場、及びその運営会社の意向によって何時でも資格を喪失出来るものとしします。

#### 第4条 (年会費等)

終身会員、名誉会員、特別会員に関しては年会費、登録料は免除するものとしします。  
但し当施設を利用する事による費用(プレー代、カート代、食事代、キャディー代、諸税金、等々)はタームメンバー会員と同様にお支払いいただきます。

#### 第5条 (他の規則、約款等)

総ての会員は伊豆ハイツゴルフ倶楽部・タームメンバーシップ会員規約、当補足、伊豆ハイツゴルフ倶楽部利用約款を遵守し従っていただきます。

#### 第6条 (信義則)

その他会員規約、本補足、利用約款等に定めがない事項に付いてはゴルフプレーの精神にのっとり信義、誠実の原則に従って解決されるものとしします。

付 則 本補足は平成 26 年 9 月 1 日から施行する。